

## 第5号議案

### 令和8年度東大和市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和8年度東大和市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	74,250人
(2) 年間総汚水量	8,263,600立方メートル
(3) 一日平均汚水量	22,640立方メートル
(4) 主な建設改良事業	
ア　下水管路整備事業	
(ア) 公共下水道雨水整備事業	242,230千円
(イ) 都市計画道路3・2・4号線整備事業	184,300千円
イ　下水管路改良事業	
(ア) 下水道マンホールポンプ改築事業	13,400千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収入

第1款　下水道事業収益	1,701,876千円
第1項　営業収益	1,371,346千円
第2項　営業外収益	330,530千円

#### 支出

第1款　下水道事業費用	1,835,457千円
第1項　営業費用	1,704,681千円
第2項　営業外費用	129,276千円
第4項　予備費	1,500千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額539,341千円は、当年度分損益勘定留保資金539,341千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	797,453 千円
第1項 企業債	534,800 千円
第4項 他会計補助金	130,481 千円
第5項 国庫補助金	32,826 千円
第6項 都補助金	96,784 千円
第7項 受益者負担金	727 千円
第11項 その他資本的収入	1,835 千円

支出

第1款 資本的支出	1,336,794 千円
第1項 建設改良費	736,748 千円
第3項 企業債償還金	598,544 千円
第5項 積立金	2 千円
第7項 予備費	1,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道雨水整備事業詳細 設計等業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	179,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 建設事業	346,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り れる資 金に ついて、利 率の 見直しを 行 った後 においては、当 該見直し の利率)	借入れのときから 据置期間を含め、40 年以内に償還する。 ただし、財政その他の 都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償 還又は低利債に借換 えすることができる。 なお、その他につ いては、借入先の定める 融通条件に従う。
流域下水道事業	188,800			
計	534,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(2) 建設改良費と企業債償還金との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 100,088千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、118,850千円である。

令和8年2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美